

愛南町立平城小学校「いじめ防止基本方針」

平成 26 年 3 月策定

はじめに

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身に苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第 2 条から)

上記の考えのもと、全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という共通認識に立ち、全校児童がいじめのない学校生活を送ることができるように、本校の「いじめ防止基本方針」を定める。

全教職員が以下に示す基本認識を共通理解し、めざす「児童像」でもある「誠実で思いやりのある子」の実現に努力する。

(いじめの基本認識)

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であるという認識をもつ。
- ・学校内だけでなく、保護者・地域・関係機関一体となって取り組むべき問題である。
- ・いじめ問題は、家庭教育の在り方にも大きく関わる問題である。

1 学校におけるいじめ防止対策のための組織

(1) 名称 「平城小いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任（主幹教諭）、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

※ 外部サポートメンバー・・・スクールソーシャルワーカー、学校評価委員

(3) 活動内容

- ア 未然防止に向けた取組
- イ 早期発見への取組の確立
- ウ 指導体制の確立
- エ 対応の方針決定
- オ 取組に対する評価
- カ 定例会の実施

2 いじめの未然防止（いじめを生まない土壌づくり）

（1）学級経営の充実

- ・ 支持的風土の醸成
お互いに良さを認め合い、失敗や短所を注意・カバーし合える人間関係をつくる。
- ・ 教職員によるブレのない指導
「ならぬものはならぬ」の基本姿勢のもと、一貫した指導を行う。また成長・改善を褒めることで「よい学級にしたい。」という思いを感じさせる。

（2）心の教育の充実（道徳教育・人権教育）

- ・ 全教育活動の中で、「いじめは相手の基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない。」という意識を定着させる。
- ・ 校区別人権・同和教育懇談会の前後を人権強調期間とし、集中的に人権感覚の育成への取組を実施する。
- ・ 児童の実態に合わせ、他の教育活動と関連付けた道徳教育の実践に努める。

（3）児童が主体になる活動の充実（特別活動など）

- ・ 学校をよくするために、児童会が主体になって活動できるように支援する。
- ・ 思いやりの心を育てるための縦割り班活動を充実させる。（児童の自主性を生かす）

（4）分かる授業づくり

- ・ 教室での一人一人の居場所を確保するため、生き生きと活動できる授業を実践する。

（5）情報セキュリティー教育の充実

- ・ インターネットやスマートフォンにおける児童への悪影響や、それらを使ってのいじめについて理解させる。

（6）校内研修の充実

- ・ いじめの未然防止のために教職員一人一人がなすべきことの研修を充実させる。
- ・ 「いじめ防止対策委員会」での話し合いを受け、いじめの早期発見・対処法についての具体的な研修をする。

（7）教育相談の充実

- ・ 学級担任だけでなく、専科教員も含めてローテーションを組み、児童の日頃の悩み等を聞き、いじめの芽を摘み取る。また定期的な教育相談期間を設ける。

（8）保護者・地域への働きかけ

- ・ PTA 総会・実行委員会、またホームページや学校・学級だより等における広報活動により、いじめ防止対策や対応について啓発を行う。また意見交換をする時間を確保する。
- ・ 個人懇談や家庭訪問における児童の情報共有を充実させる。
- ・ インターネットやスマートフォンを使用する場合のルールやモラル、またその危険性について啓発・研修を行う。

3 いじめの早期発見（小さな変化に対する敏感な気づき）

- (1) 教育相談の充実（前項に記述）
- (2) 日々の観察
 - ・ 休み時間や昼休み、放課後などに児童の様子について情報交換をし合う。子どもたちがいるところには教師がいるという状態を心掛ける。
 - ・ いじめ早期発見のためのチェックリストを活用する。
（服装の乱れ、けが、持ち物の紛失等も含めて）
- (3) 日記や連絡ノートを活用
 - ・ 日記や連絡ノートの活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を取り合い、情報を交換すると同時に信頼関係を構築する。
 - ・ 気になる内容については、臨時の教育相談を実施する。また管理職の判断により、適宜家庭訪問も実施する。
- (4) アンケート活動の充実
 - ・ アンケートはいじめ発見の手立ての一つであることを認識し、一か月に一回を原則に実施する。その際、何でも正直に書ける雰囲気をつくる。
 - ・ アンケートは学級担任から生徒指導主事を通じて、まず「いじめ防止対策委員会」で検討し、その後職員会等で、全教職員で話し合う。

4 いじめに対する措置（軽視せず、迅速かつ組織的に）

- (1) 組織での対応
 - ・ 「平城小いじめ調査委員会」（基本的に「防止対策委員会」に当事者学級担任を加えたメンバー）を中心に、役割分担を明確にして組織的に対応する。
- (2) 正確な実態把握
 - ・ 当事者双方や周りの子どもからの聞き取りを時間を空けずに行い、情報収集と記録、いじめの事実の確認等に努める。事情聴取の際は2人体制を確保し、情報伝達の間違いがないように配慮する。
 - ・ 関係職員と情報を共有し、事案の全体像を正確に把握する。
- (3) 児童への支援・指導
 - ・ まずいじめられた児童の立場に立ち、保護し、心配や不安を取り除く。
 - ・ いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という意識（人権感覚）をもたせる。
- (4) 保護者への説明・支援
 - ・ 前記の「正確な実態把握」をもって、被害児童・加害児童両方の保護者に、まず詳細に聞き取った事実を説明する。
 - ・ 事実説明を受けての保護者の思いをじっくり聞く。

- ・ いじめ事案の解決（被害児童の心のケア、加害児童の変容）に向けた学校の取組計画を詳細に説明し、見通しと将来への展望をもつていただく。
- (5) 教育委員会への報告・連絡・相談
- ・ まとめての報告はタイムラグができるので、第1報・第2報・・・と分けて考える。まず事案の正確な内容を、次に経過や解決への道筋を報告することを原則とする。
 - ・ 必要に応じて支援・助言をいただき、今後の対応の参考にする。
- (6) いじめ発生後の対応
- ・ その時だけでなく、継続的に指導・支援を実施し、児童に安心感を与える。
 - ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用し、子どもの心のケアに努める。

5 重大事態への対処

- (1) 重大事態とは（いじめ防止対策推進法 28 条から）
- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ・ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - ・ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
- (2) 重大事態への対処
- ・ 調査組織の設置（「平城小いじめ調査委員会」）
※構成メンバーは「いじめ対策委員会」+当該学級担任とする
 - ・ 重大事態の発生を愛南町教育委員会へ報告、その判断と指示により対応する。
 - ・ いじめの内容等により、警察署等の関係機関と連携して対処する。
 - ・ 事実関係（いじめの原因・様態、いじめを生んだ人間関係、直後の学校の対応等）を明確にし、愛南町教育委員会に報告する。
 - ・ いじめを受けた児童・保護者へ経過や解決に向けた道筋を詳細に報告する。
 - ・ 調査結果や教育委員会からの指示を踏まえて、児童の指導・教職員研修などの見直しなど適切な処置をとり、再発の防止に努める。

6 学校評価

- (1) 学校評価項目の生徒指導に関する内容を「いじめ早期発見」の視点で見直し、定期的に評価する。
- (2) 学校評価の結果を学校だより、ホームページで公開し、保護者・地域の啓発に努める。

7 年間活動プログラム（別表）